

奈良県告示第三百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四条第一項の規定により、次のとおり登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（生駒市域）の施行を認可した。

平成二十二年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（生駒市域）
- 二 施行者の住所及び名称
大阪市天王寺区上本町六丁目一番五五号
近畿日本鉄道株式会社
- 三 事務所の所在地
生駒市辻町七六三の一
- 四 施行地区
生駒市鹿畑町の一部
- 五 事業施行期間
平成二十二年二月十二日から平成二十五年三月三十一日まで
- 六 施行認可の年月日
平成二十二年二月五日
- 七 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 八 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。